I 改訂の基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症への対応、国の防災基本計画の修正及び関西広域連合の 取組成果等を踏まえ、関西広域連合の防災・減災対策の充実・強化を図るため、 プラン関係編を改訂する。

主な改訂

- 1 災害時における新型コロナウイルス感染症対策を反映
- 2 国の防災基本計画の修正(R2.5、R3.5)等を反映 (災害対策基本法改正や近年の災害教訓を踏まえた対策など)
- 3 関西広域連合の広域防災・減災対策の取組成果等を反映

<関西防災・減災プラン各編の策定・改訂状況と今回改訂>

プラン名	策定	改訂	R3年度見直し
総則編、地震・津波災害対策編	H24.3	H29.11、R2.3	\circ
風水害対策編	H26.6	R2.3	\circ
原子力災害対策編	H24.3	H25.6、H31.3	\circ
感染症対策編(新型インフルエンザ等)	H26.6		*
感染症対策編(家畜伝染病)	H26.6	R3.2	

※感染症対策編(新型インフルエンザ等)は、感染の終息後、政府や構成府県市の検証等の結果も 踏まえつつ、適切な時期に改訂を実施する予定

Ⅱ 主な改訂(追記・修正)内容

- 1. 災害時における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正
- ① 避難所における感染症対策の充実・強化

(地:p73 風:p86・p87 原:p51)

- ・被災市町村は、感染症対策に配慮した十分な避難スペース を確保するとともに、適切にレイアウトした避難所を運営 する。
- ② 感染症対策に配慮した訓練の実施

(地:p32 風:p36 原:p30)

- ・広域連合が構成団体及び連携県とともに実施する広域応援 訓練において、感染症対策に配慮した避難所開設・運営 訓練を積極的に実施する。
- ③ 感染症対策に必要な物資の円滑な調整

(地:p62・p66 風:p88 原:p13)

・応援府県が調達する救援物資に不足が発生する場合に、 広域連合が府県間調整を行う救援物資の例として、 マスク、消毒液、パーティション等の感染症対策に 必要な物資を追記する。



感染症対策に配慮した 避難所レイアウト



令和2年度避難所開設·運営訓練 (堺市)



感染症対策資機材の備蓄

④ コロナの自宅療養者等に対する迅速かつ適確な 情報共有等

(地:p28・p72 風:p34・p85 原:p22・p51)

- ・構成団体の保健福祉担当部局は、自宅療養者等が指定 避難所に避難することを考慮し、防災担当部局に対し、 避難所の運営に必要な情報を提供・共有する。
- ・自宅療養者等(自宅療養者、濃厚接触者)の被災に 備えて、構成団体の保健所と防災担当部局が連携し、 自宅療養者等がハザードマップ上の危険エリアに 居住しているか確認するよう努める。あわせて、 自宅療養者等の避難に係る具体的な検討・調整等を 行うよう努める。

⑤ 被災自治体への応援職員等の感染症対策の徹底(地:p24・p44等 風:p77等 原:p39)

- ・構成団体及び連携県は、応援職員の派遣にあたって、 派遣職員のマスク着用や健康管理等を徹底すると ともに、派遣前のワクチン接種やPCR検査・抗原検査 を検討する。
- ・構成団体及び連携県は、会議室のレイアウトの工夫 やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペース の適切な空間の確保に配慮する。

【凡例】

地:地震・津波災害対策編

風:風水害対策編

原:原子力災害対策編



避難所における情報共有 (令和2年7月豪雨(熊本))



派遣職員の感染症対策(マスク着用・換気) (令和2年7月豪雨(熊本))

関西防災・減災プラン(総則編、地震・津波災害対策編、風水害対策編、原子力災害対策編)の改訂概要(案)

Ⅱ 主な改訂(追記・修正)内容

- 2. 国の防災基本計画の修正 (R2.5、R3.5) 等を踏まえた修正 (災害対策基本法改正や近年の災害教訓を踏まえた対策など)
- (1) 災害対策基本法改正(R3.5)を踏まえた修正
- ① 災害発生のおそれがある段階を含めた広域避難調整 (風:p82・p85)
 - ・広域連合は構成団体及び連携県と連携し、広域避難の受入調整を実施する。
 - ・緊急を要する場合は、市町村が他府県の市町村に対して広域避難の協議を直接行うことができる。
- ② 円滑な広域避難に向けた協定締結や訓練の実施 (地:p30 風:p35・p36)
 - ・構成団体は、円滑な広域避難のため、他の自治体や 運送事業者等との応援協定の締結に努める。
 - ・広域連合は、大規模広域災害時に円滑な避難が可能 となるよう広域避難を想定した実践型の防災訓練の 実施に努める。



平成30年度原子力総合防災訓練 (福井県高浜町から兵庫県宝塚市への広域避難訓練)

③ 避難情報の見直し

(地:p34·p53 風:p60·p61 原:p37等)

・住民への適切な情報伝達の観点から、「避難勧告・避難指示」の「避難指示」への一本化や 避難行動要支援者に対する「高齢者等避難」の見直し等、市町村が発令する避難情報の見直し を踏まえ修正する。

④ 個別避難計画作成の努力義務化と作成促進(地:p27 風:p71・p73 原:p17)

・避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、市町村の個別避難計画の作成が 努力義務化されたことに伴い、計画作成を一層促進する。



新たな避難情報等と警戒レベル



個別避難計画作成の手引き (兵庫県作成)

- (2) 令和元年房総半島台風(R元.9)、令和元年東日本台風(R元.10)及び 令和3年7月1日からの大雨に係る災害対応の教訓を踏まえた修正
- ① 災害対策拠点となる重要施設の長期停電への対応力強化

(地:p38·p88 風:p36·p90)

・構成府県は、重要施設(人命や災害応急対策に関わる施設)の非常用電源の設置状況、燃料 確保先等をリスト化するよう努めるとともに、大規模停電時に、リスト化した重要施設のう ち、電源の確保が必要な施設の把握を行う。

② 被災者への物資支援の充実

(地:p25 風:p33)

・構成団体は、国が開発した「物資調達・輸送調整等支援システム」 (R2.4運用開始)を活用し、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。



国の物資調達・輸送調整等支援システムの概要

③ 災害リスクととるべき行動の理解促進(風:p59・p82)

- ・構成府県は、管内市町村と連携し、居住する地域の災害リスクや住宅 の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できる よう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く 必要がないこと等避難に関する情報の意味の理解促進に努める。
- ・広域連合及び構成団体は、事業者に対し、豪雨等危険な状況下で従業 員等が屋外移動することを防ぐため、テレワーク、時差出勤、計画的 休業等の措置を早期に講じるよう働きかける。



住民向け防災ガイド (神戸市作成)

④ 死者・行方不明者の氏名公表(地:p83 風:p96)

・構成府県は、令和3年6月に全国知事会がまとめた「災害時の死者・行方不明者の氏名公表等に係るガイドライン」を参考に、氏名公表の対応について事前に対応を検討する。

<公表の方針別の標準的な対応例(全国知事会「災害時の死者・行方不明者の氏名等公表に係るガイドライン」)>

	TEXT STATE OF THE PERSON OF THE PERSON IT STEELS		
3つのパターン	ポイント		
①個人情報保護を重視し、 公表を判断する	・家族・遺族の同意、住基の閲覧制限がないことを要件に公表(行方不明者について、 救出・救助活動に資する場合は、同意を確認せず公表することもある)		
②発生した事実を 速やかに公表する	・家族・遺族の同意や住民基本台帳の閲覧制限の確認等を前提とせず公表		
③被災状況から公表を 判断する	・被災状況から、迅速な救出救助などに必要な場合は公表		

関西防災・減災プラン(総則編、地震・津波災害対策編、風水害対策編、原子力災害対策編)の改訂概要(案)

Ⅱ 主な改訂(追記・修正)内容

(3) その他の修正

① 正常性バイアス等を踏まえた適切な避難行動をとるための住民への普及啓発の推進

(地:p35 風:p58·p68)

・構成団体は、住民が正常性バイアス(自分は災害に 遭わないという思い込み)等を認識し、避難行動 すべきタイミングに適切な避難行動がとれるよう 普及啓発を図る。

② 福祉避難所の指定による要配慮者の避難先の確保 (地:p28 風:p35)

- ・市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは 生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、 必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定 するよう努める。
- ・市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。



令和元年度住民向け避難行動に関する ワークショップ(兵庫県太子町)



令和2年度避難行動要支援者搬送訓練 (兵庫県明石市)

③ 要配慮者利用施設の防災体制の強化(風:p71)

・市町村は、要配慮者利用施設が策定する避難確保に関する 計画や訓練実施に対して、必要に応じて、円滑に避難するための必要な助言等を行う。

④ 災害派遣福祉チーム (DWAT) の整備・派遣による要配慮者の福祉支援体制 の整備 (風:p39・p89)

・構成府県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下防止を目的とした災害時の福祉 支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム(DWAT)等の整備・派遣に努める。

⑤ あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の推進(風:p44)

・特定都市河川浸水被害対策法の改正(R3.7施行)に伴い、特定都市河川(※)の河川管理者、下水道管理者、民間事業者等で構成する流域水害対策協議会を組織し、特定都市河川流域における雨水貯留浸透対策の強化や保水・遊水機能を有する土地の保全等の浸水被害の防止を図る。

※連合構成府県内の特定都市河川:寝屋川が該当

3. 関西広域連合の広域防災・減災対策の取組成果等を踏まえた追記

① 関西広域連合帰宅困難者NAVI (ナビ) の作成・運用 (R3.3~) (地:p31)

・広域連合は、帰宅ルートや沿道の帰宅 支援ステーション等をインターネット 上の地図で確認できる「関西広域連合 帰宅困難者NAVI(ナビ)」の作成・ 運用により、帰宅困難者の円滑な帰宅 を支援する。



② 災害時の情報入手方法等周知のための外国人

ポータルサイト(検索画面)

観光客向け啓発カードの作成・配布(R2.3~) (地:p27 風:p34)

・広域連合は、外国人観光客が携帯電話 端末等を用いて、QRコードを読みとる ことで、災害関連情報を入手する方法 を周知するための啓発カードの作成・ 配布により、外国人観光客の円滑な 避難を支援する。





外国人観光客向け啓発カード(左:表面、右:裏面)

③ ライフライン事業者との大規模広域災害における連携・協力に関する協定の締結(R2.3)

・広域連合は、ライフライン事業者との間で「大規模広域 災害における連携・協力に関する協定」を締結し、 平時 からの情報共有と大規模広域災害時の連携・協力に向け た体制を構築する。

と訓練の実施(R2.11) (地:p22 風:p29)

・広域連合は、ライフライン事業者や実動機関と連携して 訓練を実施し、上記の協定に基づく連携・協力を実効性 あるものとする。



ライフライン事業者との協定締結式(R2.3) (通信会社、電力会社、ガス会社)

令和2年度関西広域応援訓練 (堺泉北港2区 基幹的広域防災拠点)

左:倒木除去訓練 右:災害復旧資材の空輸訓練



